第２　権利の変更及び弁済方法
１　定期預金払戻請求権を目的とする更生担保権
⑴　確定債権
債権者数及び総額は、次のとおりである。
（債権者数）　１名
（確定債権総額）
１億1411万9143円及び額未定
⑵　権利の変更及び弁済方法
認可決定の時期に応じて、別表７「弁済額」欄記載の額を認可決定日から１か月以内に一括弁済する。
２　リース物件を目的とする更生担保権
⑴　確定債権
債権者数及び総額は、次のとおりである。
債権者別の内訳は、別表８記載のとおりである。
（債権者数）　４名
（確定債権総額）　1343万0501円
⑵　権利の変更及び弁済方法
確定債権額を、認可決定の日から１か月以内に一括弁済する。
債権者別の弁済額は、別表８記載のとおりである。
第３節　租税等の請求権の権利の変更及び納付方法
第１　届出債権
債権者数及び総額は、次のとおりである。
債権者別の内訳は、別表９記載のとおりである。
（件数）　84件
（総額）　2966万8821円及び額未定
（内訳）
本税等　2966万0121円
延滞金等　8700円及び額未定
第２　権利の変更及び納付方法
１　権利の変更
開始決定日から１年を経過する日（その日までに認可決定がある場合はその決定の日）までに生じる延滞税、利子税または延滞金及び認可決定日から完納に至るまでの延滞税、利子税または延滞金の全額につき、認可決定時に免除を受ける。
２　納付方法
免除後の金額を、認可決定日から１か月以内に一括納付する。
徴収権者別の納付額は、別表９記載のとおりである。
第４節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定債権
債権者数及び総額は、次のとおりである。
債権者別の内訳は、別表10記載のとおりである。
（債権者数）　104名
（確定債権総額）
３億9992万5277円及び額未定
第２　権利の変更
１　元本及び開始決定日の前日までの利息・損害金の免除
元本及び開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額から後記第３第１項記載の弁済額を控除した額について、認可決定日の翌日に免除を受ける。
２　開始決定後に生じる利息・損害金の免除
開始決定後に生じる利息・損害金の全額について、認可決定日の翌日に免除を受ける。
３　追加弁済が実施された場合の免除の効力
後記第３第２項の定めにより追加弁済が実施された場合には、上記１の免除は、免除の時に遡って、追加弁済額の範囲で効力を失う。
第３　弁済方法
１　元本及び開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額について、次の区分によって算出した額の合計額を、認可決定日から３か月以内に弁済する。
①　20万円以下の部分　全額
②　20万円を超える部分　超過額の47％相当額
債権者別の弁済額は別表10記載のとおりである。
２　未確定更生債権及び争いの落着していない権利が確定し、全ての会社資産の換価が終了した時点において、会社の保有する現預金総額から、更生手続及び清算手続を進めるために必要な費用を控除した後に余剰金が生じた場合には、当該余剰金を、別表10の「確定債権額」欄記載の金額（ただし、開始決定後に生じた利息・損害金を除く。）から第１項の弁済額を控除した残額により按分し、当該按分額を追加弁済する。
本項の定めにより追加弁済を行う場合には、未確定更生債権及び争いの落着していない権利が確定した日、または全ての会社資産の換価が終了した日のいずれか遅い日から３か月以内に弁済する。
第４章　未確定の更生債権に関する措置
第１節　未確定債権
債権者数及び総額は、次のとおりである。
債権者別の内訳は、別表11記載のとおりである。
（債権者数）　13名
（債権総額）　１億4596万9056円
第２節　権利の変更及び弁済方法
第１　権利の変更
未確定更生債権が確定したときは、その確定債権を、第３章第４節第２の定めにより権利変更する。
第２　弁済方法
第３章第４節第３の定めにより弁済する。
ただし、未確定更生債権が確定した日までに、第３章第４節第３第１項の定めによる弁済があったときは、未確定更生債権が確定した日から１か月以内に弁済する。
別表11「整理番号１」記載の債権者に対しては、役員責任査定申立事件が係属中であるため、上記の定めにかかわらず、役員責任査定申立事件における損害賠償請求権の金額が確定するまでは弁済を留保する。
第５章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
本更生計画に基づく更生債権等の弁済は、本事業譲渡代金及びその他の会社財産の換価代金等を弁済原資として行う。
第２節　予想超過収益金の使途
予想超過収益金は想定されない。
第３節　共益債権とその弁済方法
開始決定日から基準日までに支払った共益債権及び基準日現在における未払の共益債権残高は、別表12記載の通りである。
上記未払共益債権及び基準日以降発生する共益債権は、保有する現預金を原資として随時弁済する。
第６章　担保権等の措置
第１節　存続する担保権
別表13記載の定期預金払戻請求権を目的とする質権は、認可決定後も同表「債権額」欄記載の金額の限度で存続する。
第２節　存続する担保権の消滅
管財人は、別表13記載の定期預金については、同表記載の債権者に対する弁済に充てるため、当該預金の払戻しを受けることができる。この場合には、払戻しを受けた時点で同表記載の担保権は消滅する。
第７章　弁済した更生債権
会社が会社更生法第47条第５項に基づき、裁判所の許可を得て弁済した一般更生債権は、126件、合計弁済額は1114万1858円である。
会社更生法第47条第２項の規定による弁済は存しない。
第８章　その他の記載事項
第１節　株主の権利の変更
株主は、認可決定日に、議決権その他会社法上の一切の権利（ただし残余財産分配請求権を除く。）を失う。
第２節　資本金の額の減少
第１　資本金の額の減少
資本金の額を、22億3211万9330円から5000万円に減少する。
資本金の額の減少額21億8211万9330円を、その他資本剰余金に振り替える。
第２　資本金の額の減少の効力
資本金の額の減少は、認可決定日に効力を発生する。